

第 81 号

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項中「別表第1の3」の次に「、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条」を、「」における検体検査の業務」の次に「（熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号。以下「基準条例」という。）第33条第3項第1号に掲げる検体検査の業務をいう。次項において同じ。）」を、「手術」とあるのは「」の次に「基準条例第33条第3項第2号に掲げる」を、「医療機器」とあるのは「」の次に「基準条例第33条第3項第3号に掲げる」を加え、「「医療」」を「「基準条例第33条第3項第4号に掲げる医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）第33条第3項第1号に掲げる検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）第33条第3項第1号に掲げる検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）の一部改正を踏まえ、介護医療院の管理者が検体検査の業務を衛生検査所に委託する際の基準を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。